

保護林及び緑の回廊の区域の見直しに係る保護林等設定管理委員会への意見照会のあり方について（案）

1. 過去の意見照会案件の概要

保護林及び緑の回廊（以下「保護林等」）の一部解除を伴う利活用案件の委員会等への意見照会実績は、別紙1、別紙2のとおり。

2. 今後の意見照会のあり方について

林野庁長官通知（別紙3）に基づき、保護林等の一部解除を伴う利活用案件のうち、保護林等設定管理委員会（以下「委員会」）に意見照会を行う案件は、以下のとおりとする。

（1）新規の貸付・売払い案件で、保護林等における解除面積が1 ha以上のもの。ただし、以下の場合には意見照会を省略できることとする。

ア. 災害復旧のための応急措置を講じる場合。

イ. 区域の変更が人工林内に限定される場合。

（2）既存の貸付地において当初契約にない新たな別の施設を整備する案件。

ただし、軽微な施設を除く。

（3）上記以外で、保護林等の設定目的に重大な影響をもたらすおそれがあるため、東北森林管理局長が意見照会を行うこととした案件。

## 保護林一部解除実績

年度(平成)	署	保護林名	用途	解除面積 (ha)	摘要
14	山形	朝日山地生態系保護地域	砂防堰堤	1.04	砂防堰堤
15	山形	朝日山地生態系保護地域	砂防堰堤	2.87	砂防堰堤
18	庄内	朝日山地生態系保護地域	砂防堰堤	1.4	砂防堰堤
17	岩手南部	栗駒桁が森森林生態系保護地域	道路敷	8.75	国道342号
19	庄内	月山植物群落		0.21	
19	米代西部	男鹿山アオサギ特定動物	道路敷	0.04	自衛隊専用道
19	仙台	松尾観世音郷土の森	送電線	0.36	
19	岩手南部	栗駒山桁ヶ森生態系保護地域	道路敷	0.24	雪崩防止柵
21	岩手南部	栗駒山桁ヶ森生態系保護地域	道路敷	1.78	国道災害復旧
21	宮城北部	栗駒山桁ヶ森生態系保護地域	道路敷	6.83	国道災害復旧
23	下北	恐山森林生態系保護地域	橋梁敷	0.05	橋梁架け替え等改良工事
24	仙台	松尾観世音郷土の森	電線敷	1.48	送電線路
25	宮城北部	赤崎海岸クロマツ遺伝資源	廃止	5.29	東日本大震災水没
25	宮城北部	駒ヶ嶺モミ遺伝資源	道路敷	0.05	国道災害復旧
26	山形	南沢アオサギ特定動物	廃止	3.5	アオサギの生息実態無し
26	庄内	女鹿タブ遺伝資源	道路敷	0.63	日本海東北自動車道路
28	山形	蔵王植物群落保護林	歩道敷	0.23	避難路敷
28	仙台	蔵王植物群落保護林	調査機器設置	0.01	御釜連続観測
28	仙台	蔵王植物群落保護林	観測施設設置	0.01	エコライン観測施設
28	置賜	飯豊山森林生態系保護地域	植生回復事業	1.25	天狗の庭植生回復
28	置賜	飯豊山森林生態系保護地域	砂防調査	0.04	梅花皮堰堤ボーリング
28	秋田	仙岩峠スギ植物群落保護林	砂防工事	0.23	秋田新幹線砂防堰堤
29	仙台	蔵王生物群集保護林	階段、擬木柵敷	0.14	御釜展望台階段等設置

平均面積 1.58

0~0.5ha	0.5~1ha	1ha以上	計
12	1	10	23

## 緑の回廊一部解除実績

年度(平成)	署	緑の回廊名	用途	解除面積 (ha)	摘要
17	岩手北部	奥羽山脈(青森側)	道路敷	0.02	国道282号
19	置賜	鳥海朝日・飯豊吾妻	砂防堰堤	86.09	砂防堰堤群
19	米代東部	白神八甲田	道路敷	1.66	国道7号線
20	庄内	鳥海朝日・飯豊吾妻	砂防堰堤	0.76	砂防堰堤
21	三北・遠野	北上高地	道路敷	5.11	国道340号
24	三八上北	白神八甲田	火山砂防	3.4	東湖南沢火山砂防
24	遠野	北上高地	道路敷	0.16	県道地方種王釜石遠野線
24	盛岡	奥羽山脈(青森側)	砂防堰堤	8.29	シガクラ沢砂防堰堤
25	三北・遠野	北上高地	道路敷	0.84	国道340号
26	最上	鳥海朝日・飯豊吾妻	道路敷	0.43	町道及位中の股線
26	盛岡	奥羽山脈(青森側)	火山砂防	8.63	国見温泉砂防堰堤
26	津軽	白神八甲田	道路敷	0.26	碓ヶ関防災対策施設
27	三陸北部	北上高地	道路敷	4.04	国道106号
27	三八上北	奥羽山脈	道路敷	0.48	国道103号
27	三陸中部	北上高地	道路敷	0.55	国道283号
28	三陸中部	北上高地	道路敷	2.94	日鉄鉱業松枯沢
28	宮城北部	奥羽山脈	道路敷	0.03	宮城県
28	置賜	鳥海朝日・飯豊吾妻	砂防堰堤	3.69	前川砂防
28	置賜	鳥海朝日・飯豊吾妻	砂防堰堤	0.85	上の沢第4砂防
28	三八上北	奥羽山脈	風車空中占有	0.06	新郷村風力発電(村有地)
29	遠野	北上高地	道路敷	0.03	県道釜石遠野線

平均面積 2.11

0~0.5ha	0.5~1ha	1ha以上	計
8	4	9	21

利活用案件の意見照会に係る参照規定

○ 保護林設定管理要領（抄、平成27年林野庁長官通知）

第6 保護林管理委員会

1 保護林管理委員会の設置及び検討事項

森林管理局長は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、意見を求めるものとする。

○ 国有林野における緑の回廊の設定について（抄、平成12年林野庁長官通知）

第3 設定手続等

1 設定手続

(1) (略)

(2) 森林管理局長は、緑の回廊を設定しようとする場合には、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林野経第49号林野庁長官通知）に定める保護林管理委員会又は保護林管理委員会の下に置かれた部会等（以下「委員会等」という。）に、設定方針（案）について意見を求めるものとする。なお、2以上の森林管理局の管轄区域にわたり緑の回廊を設定しようとする場合には、関係する森林管理局（以下「関係局」という。）間で十分意思の疎通を図り、当該地域の区域及び取扱いの統一を図るため、関係局の委員会等の意思疎通の場を設ける等適切に対処するものとする。

(3) 森林管理局長は、緑の回廊を設定する場合には、必要に応じて関係行政機関の意見を聞くものとする。

(4) 森林管理局長は、設定方針（案）について委員会等の意見を聴き、必要に応じて関係局間の調整を図った上で、設定方針を取りまとめ、その内容を地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に反映させることにより、緑の回廊の設定を行うものとする。

2 区域の変更等

(1) 森林管理局長は、既に設定した緑の回廊について、次の各号に該当する場合、当該地域の区域の変更又は解除を行うことができるものとする。

ア モニタリングの結果等を踏まえ、区域の変更等が必要となった場合

イ 公益上その他やむを得ない事由により緑の回廊として存置することが困難と判断される場合

(2) 緑の回廊の区域の変更又は解除を行うに当たっては、原則として、1の(2)から(4)までの手続きによるものとする。